

## 令和6年第1回砂川市議会定例会

令和6年3月13日（水曜日）第6号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
  - 議案第34号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
  - 議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 議案第 7号 令和6年度砂川市一般会計予算  
 議案第 8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算  
 議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第14号 砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について  
 議案第15号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第20号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第23号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第37号 砂川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
 議案第38号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第39号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 4 議案第36号 砂川市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 報告第 3号 監査報告  
 報告第 4号 例月出納検査報告  
 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について  
 議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 2 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 1 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 2 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 3 号 砂川市オーテスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第 3 4 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 3 5 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 令和 6 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 6 年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 6 年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第 1 4 号 砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 37号 砂川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
 議案第 38号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第 39号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 4 議案第 36号 砂川市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 報告第 3号 監査報告  
 報告第 4号 例月出納検査報告

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守 之
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	安 原 雄 二
総 務 部 審 議 監	堀 田 一 茂
市 民 部 長	安 田 貢 勉
保 健 福 祉 部 長	野 田 勉
経 済 部 長	

経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	齊 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	齊 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の

指定について

議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

議案第34号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について

議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について、議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第34号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算、議

案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算の25件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 沢田広志君（登壇） 皆さん、おはようございます。第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月11日及び12日の2日間にわたり委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に辻勲委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号、議案第26号、議案第16号から第19号、議案第21号及び第22号、議案第24号及び第25号、議案第27号から第35号並びに第7号から第12号までの令和6年度一般会計、特別会計、事業会計予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号、議案第26号、議案第16号から第19号、議案第21号及び第22号、議案第24号及び第25号、議案第27号から第35号並びに第7号から第12号までを一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第14号 砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定  
について

議案第15号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について



議案第20号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第14号 砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から、議案第14号 砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるため、砂川市監査委員条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市監査委員条例の一部改正についてであります。

第10条は、賠償責任の監査及び意見提出の定めであり、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものであります。

第2条は、砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

第5条は、職員の賠償責任の免除の定めであり、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 議案第15号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、定義の規定を加えるとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を改正する経過についてであります。デジタル社会の基盤であるマイナンバーについてさらなる利活用の推進が求められ、国民の利便性向上や行政の効率化の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、公布されたことに伴い、条文の整理を行うものであります。追加される定義の規定は、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報であり、具体的な事務の例は法律に規定されている児童手当法による児童手当、または特例給付の支給に関する事務や本条例に規定されている砂川市福祉医療費助成条例による子供の医療費の助成に関する事務などです。なお、今回の改正により新たな事務が追加、またはこれまでの事務の内容に変更があるものではありません。

次ページをお開き願います。砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の理由につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、2号を加えるものであり、第5号、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう、第6号、利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいうと定めるものであります。

第4条は、個人番号の利用範囲の定めであり、第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものであります。

附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第20号及び第23号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第20号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令により特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、掲示及び電磁的記録等に関する規定を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。なお、現在市内において特定地域型保育事業を実施する事業所はございません。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第23条は、掲示の定めであり、同条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めるものであります。

第53条は、電磁的記録等の定めであり、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものであります。

4ページになります。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、介護サービスの運営基準等を改めるとともに条文を整理するため、砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するものであります。

初めに、改正の概要についてご説明申し上げます。市長の指定を受けて居宅介護支援等の介護サービスを提供する事業所の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、3年ごとに行われる介護報酬の改定に併せて見直しが行われており、今回も令和6年度の介護報酬改定に併せて基準省令である厚生労働省令が改正されたことから、その内容に即して該当する4本の条例を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、21ページ、議案第23号附属説明資料新旧対照表によりご説明いたします。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。なお、改正内容の説明に当たっては、内容が多岐にわたることから、主に改正後の条文についてその要旨を申し上げることで説明とさせていただきます、条文

整理等の改正については説明を省略させていただきたいと存じます。

第1条は、砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正であります。居宅介護支援事業とは、要介護1から5の認定を受けた方が介護サービスを利用するに当たって必要となる介護サービス計画書、いわゆるケアプランの作成及びサービス提供事業者等との連絡調整を行うもので、現在市内に4か所の事業所がございます。

第5条は、従業者の員数の定めであり、当該事業所が配置しなければならない介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの人員基準について、ケアマネジャー1人が担当する利用者数の上限を現行の35件から改正後は44件とするものであり、公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合には上限を49件とすることを加えるものであります。

22ページになります。第6条は、管理者の定めであり、管理者が兼務できる範囲を見直すものであります。

第7条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、当該事業所が指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者またはその家族に対してケアプランの説明を行い、理解を得る義務を加えるものであります。

23ページになります。第7条第3項は、当該事業所が前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの割合及び同一事業者によって提供された割合について説明する努力義務を加えるものであります。

同条第5項第2号の改正は、当該事業所において調製する書面等の記録媒体の規定を改めるものであります。

24ページになります。第16条は、具体的取扱方針の定めであり、身体的拘束等の原則禁止、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の記録の義務を加えるものであります。

25ページになります。第16条第17号は、ケアマネジャーによる利用者との面接を居宅の訪問により行うこと、利用者の同意を得ている場合等についてはテレビ電話等を活用した面接も可能とすることを加えるものであります。

26ページになります。第25条は、掲示の定めであり、当該事業者が重要事項について原則ウェブサイトへ掲載する義務を加えるものであります。

第32条は、記録の整備の定めであり、身体的拘束等を行う際の記録について加えるものであります。

27ページになります。第33条の2は、電磁的記録等の定めであり、電磁的記録の限定を削除するものであります。

28ページになります。第2条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。地域密着型サービスとは、要介護

1 から 5 の認定を受けた方に対する介護サービスのうち、市町村が事業所の指定や監督を行い、原則当該市町村の住民が利用できるものであります。本条例は大別して 9 つの介護サービスについて定めておりますが、改正内容の説明に当たりましては現在市内に事業所が設置されている入所系サービスを中心に主な要旨を申し上げることで説明とさせていただくとともに、通所系、訪問系介護サービスに共通する改正内容として、管理者の定めにおける兼務できる範囲の見直し、具体的取扱方針の定めにおける身体的拘束等の原則禁止及び緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の記録の義務を加える等の改正については説明を省略させていただきたいと存じます。

2 8 ページの第 8 条からは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る改正となりますが、現在市内に該当事業所はございません。

3 1 ページになります。第 4 9 条からは、指定夜間対応型訪問介護に係る改正となりますが、当該事業も現在市内に該当事業所はございません。

3 3 ページになります。第 6 1 条の 4 からは、指定地域密着型通所介護に係る改正であり、現在市内に 4 か所の事業所がございます。

3 5 ページになります。第 6 1 条の 2 4 からは、指定療養通所介護に係る改正となりますが、現在市内に該当事業所はございません。

3 6 ページになります。第 6 4 条からは、指定認知症対応型通所介護に係る改正であり、現在市内に 1 か所の事業所がございます。

3 7 ページになります。第 6 7 条は、利用定員等の定めであり、同条第 2 項中、指定介護療養型医療施設の規定を改めるものであります。

3 9 ページになります。第 8 4 条からは、指定小規模多機能型居宅介護に係る改正であり、現在市内に 1 か所の事業所がございます。

第 8 4 条は、従業者の員数等の定めであり、同条第 6 項の表中、指定介護療養型医療施設に係る規定を削除するものであります。

4 0 ページになります。第 9 4 条は、具体的取扱方針の定めであり、同条第 7 号として身体的拘束等の適正化を図るための対策検討委員会の開催等の義務を加えるものであります。

4 1 ページになります。第 1 0 8 条の 2 は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の定めであり、業務の効率化や介護サービスの質の向上等のため、当該検討委員会を定期的で開催する義務を加えるものであります。

4 2 ページになります。第 1 1 3 条からは、指定認知症対応型共同生活介護に係る改正であり、現在市内に 3 か所の事業所がございます。

第 1 1 3 条は管理者の定め、第 1 2 3 条は管理者による管理の定めであり、いずれもただし書の改正は管理者が兼務できる範囲を見直すものであります。

第127条は、協力医療機関等の定めであり、同条第2項として利用者の病状急変時に医師または看護職員に相談できる体制について常時確保するための協力医療機関の指定等について加えるものであります。

43ページになります。第127条第3項として協力医療機関の名称等に係る市長への届出、同条第4項として新興感染症発生時等の対応の取決め、同条第5項として協力医療機関が第2種協定医療機関である場合の協議、同条第6項として入院した利用者の病状軽快後における速やかな再入居等について加えるものであります。

45ページになります。第132条からは、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る改正であります。現在市内に該当事業所はございません。

48ページになります。第153条からは、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る改正であり、現在市内に1か所の事業所がございます。

第153条第8項第3号の改正は、指定介護療養型医療施設に係る規定の削除等であります。

49ページになります。第167条の2は、緊急時等の対応の定めであり、同条第1項で入所者の病状急変等の際に協力医療機関の協力を得ることを加え、同条第2項として医師及び協力医療機関の協力を得て1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行う義務等を加えるものであります。

第168条は、管理者による管理の定めであり、管理者が兼務できる範囲の見直しであります。

50ページになります。第174条は、協力医療機関等の定めであり、同条第1項第1号から第3号として協力医療機関の指定、同条第6項として協力歯科医療機関の指定に係る努力義務等を加えるものであります。

52ページになります。第189条は、勤務体制の確保等の定めであり、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者に対し、研修の受講に係る努力義務を加えるものであります。

53ページになります。第193条からは、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る改正ですが、現在市内に該当事業所はございません。

57ページになります。第3条は、砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正であります。介護予防支援とは、要支援1または2と認定された方に対して介護予防サービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成、介護予防サービス事業所との連絡調整等を行い、要介護状態への移行を予防するための支援であり、当該業務を担う地域包括支援センターに適用されるものであります。

第4条は、従業者の員数の定めであり、第2項として1以上のケアマネジャーの配置に係る義務を加えるものであります。

第5条は、管理者の定めであり、同条第3項及び第4項として、管理者は原則常勤で主任介護支援専門員とすること等を加えるものであります。

58ページになります。第6条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、当該事業者が指定介護予防支援の提供の開始に際し、利用者、またはその家族に対してケアプランの説明を行い、理解を得る義務を加えるもの等であります。

59ページになります。第12条は、利用料等の受領の定めであり、同条第2項は通常の実施地域以外の居宅を訪問した際の交通費の受領について加えるものであり、同条第3項はサービスの提供に当たり、利用者の同意を得ることの義務を加えるものであります。

60ページになります。第23条は、掲示の定めであり、当該事業者が重要事項について原則ウェブサイトへの掲載に係る義務を加えるものであります。

61ページになります。第30条は、記録の整備の定めであり、身体的拘束等を行う際の記録について加えるものであります。

62ページになります。第32条は、具体的取扱方針の定めであり、同条第3号として原則身体的拘束等の禁止、同条第4号として緊急やむを得ない場合の記録の義務、同条第19号として担当職員による実施状況の把握に当たり、利用者との面接は原則利用者の居宅を訪問することとし、同意を得ている等の場合にはテレビ電話等を活用した面接も可能とすることを加えるものであります。

64ページになります。第32条第33号は、市長からの情報の提供を求められた場合における対応の義務を加えるものであります。

65ページになります。第34条の2は、電磁的記録等の定めであり、電磁的記録の限定を削除するものであります。

第4条は、砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。地域密着型介護予防サービスとは、要支援1、2の認定を受けた方に対する介護予防サービスのうち、市町村が事業所の指定や監督を行い、原則当該市町村の住民が利用できるものであります。本条例は大別して3つの介護サービスについて定めており、現在市内に当該事業所がそれぞれ設置されておりますが、第2条でご説明しました指定地域密着型サービスの事業所と重複していることから、改正内容につきましても主な要旨を申し上げることで説明とさせていただきますと存じます。

65ページ、第7条からは、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る改正であり、現在市内に1か所の事業所がございますが、主な改正内容としては重要事項についての原則ウェブサイトへの掲載、身体的拘束等の原則の禁止及び緊急やむを得ない場合の記録の義務などを加えるものであります。

69ページになります。第45条からは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る改正であり、現在市内に1か所の事業所がございますが、主な改正内容としては身体的拘束等の適正化を図るための当該事業所における対策検討委員会の開催の義務、業務の効率

化及び介護サービスの質の向上など、検討委員会の定期的な開催の義務などを加えるものであります。

72ページになります。第73条からは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業に係る改正であり、現在市内に3か所の事業所がございますが、主な改正内容としては協力医療機関の指定に係る市長への届出、入院した利用者の病状軽快後における速やかな再入居に係る努力義務などを加えるものであります。

76ページになります。附則として、第1条は、施行期日の定めであり、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2条以降は要旨を申し上げますが、第2条は重要事項の掲示に係る経過措置の定めであり、本則中、重要事項のウェブサイトへの掲載に係る義務規定の対象となる事業者に対し、令和7年3月31日までは経過措置期間とすることを定めるものであります。

77ページになります。第3条は、身体的拘束等の適正化に係る経過措置の定めであり、本則中、身体的拘束等の適正化に係る義務づけの対象となる事業者に対し、令和7年3月31日までは経過措置期間として努力義務とすることを定めるものであります。

第4条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置の定めであり、本則中、当該方策を検討する委員会の開催の義務づけの対象となる事業者に対し、令和9年3月31日までは経過措置期間として努力義務とすることを定めるものであります。

第5条は、協力医療機関との連携に関する経過措置の定めであり、本則中、協力医療機関を定める義務づけの対象となる事業者に対し、令和9年3月31日までは経過措置期間として努力義務とすることを定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第14号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第14号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。



続いて、議案第15号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

続いて、議案第15号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第20号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第23号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第37号 砂川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の  
制定について

議案第38号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第39号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第37号 砂川市議会議員の請負の状況の公表に  
関する条例の制定について、議案第38号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例  
の制定について、議案第39号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい  
ての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

水島美喜子議員。

○水島美喜子議員（登壇） 私から、議案第37号から議案第39号まで一括してご説  
明いたします。

初めに、議案第37号 砂川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につい  
てご説明申し上げます。

制定の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本市議会議員の請負の状況  
を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事  
務の執行の適正性を図るため、本条例を制定するものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。近年、地方議会議員選挙におい  
て投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員の成り手不足への対応が  
喫緊の課題となっていることを踏まえ、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び  
緩和が行われるものであります。これに伴い、請負の定義が業として行う工事の完成、も  
しくは作業その他の役務の給付、または物件の納入、その他の取引で当該地方公共団体が  
対価の支払いをすべきものと明確化されるとともに、議員個人による請負に関する規制が  
緩和され、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体  
の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額300万円を超  
えないものは個人による請負に関する規制の対象から除くこととされました。

それでは、次ページをお開きください。砂川市議会議員の請負の状況の公表に関する条  
例であります。第1条は目的の定めであり、この条例は、砂川市議会議員が砂川市に対  
し請負をする者、またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等によ  
り、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図る  
ことを目的と定めるものであります。

第2条は、報告の定めであり、議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における砂川市に対する請負について、議長に対し、請負ごとの請負の対象とする役務、物件等、契約締結日、契約金額、支払いを受けた総額、総額の合計額を報告しなければならないと定め、また報告を訂正する必要があるときは当該訂正の内容を届けなければならないと定めるものであります。

第3条は、報告の一覧の作成及び公表の定めであり、議長は、請負の状況の報告、または当該訂正後の報告の一覧を作成し、公表しなければならないと定めるものであります。

第4条は、報告等の保存及び閲覧等の定めであり、請負の状況の報告及び訂正は、議長において当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないと定め、また何人も議長に対し、保存されている報告及び訂正の閲覧、または写しの交付を請求することができるものと定めるものであります。

第5条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めるものとするものであります。

3ページを御覧願います。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

なお、附属説明資料として砂川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第38号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、市議会の委員会において文書等によることが求められている手続についてオンライン化をするとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第38号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第22条は、秩序保持に関する措置の定めであり、第1項中「会議規則」を「砂川市議会会議規則（昭和48年議会規則第16号。以下「会議規則」という。）」に改め、第2項中「終る」を「終わる」に改めるものであります。

第23条は、公聴会開催の手続の定めであり、第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改めるものであります。

第24条は、意見を述べようとする者の申出の定めであり、第2項として、前項の規定にかかわらず、意見を述べようとする者の申出は、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする規定を定めるものであります。

第25条は、公述人の決定の定めであり、「聞こうと」を「聴こうと」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改めるものであります。

4ページを御覧願います。第26条は、公述人の発言の定めであり、「聞こうと」を「聴こうと」に改めるものであります。

第28条は、代理人または文書による意見の陳述の定めであり、見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改めるものであります。

第29条は、参考人の定めであり、第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改め、同条第3項中「文書」を「文書等」に改めるものであります。

第30条は、記録の定めであり、第3項として、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録により行うことができ、この場合において、同項の規定による署名または押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、議長が定めるものをもって代えることができるものとする規定を定めるものであります。

5ページを御覧願います。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。ただし、第24条に1項を加える改正規定、第28条の改正規定、第29条第3項の改正規定及び第30条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、市議会の会議等において文書等によることが求められている手続についてオンライン化をするとともに、条文を整理するため、本規則の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市議会会議規則の一部を改正する規則であります。改正の内容につきましては7ページ、議案第39号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

目次中、第9節の「、参考人」を「及び参考人」に改め、第8章の「第157条」を「第156条の2―第157条」に改めるものであります。

第6条は、会期中の閉会の定めであり、「すべて」を「全て」に改めるものであります。

第8条は、会議時間の定めであり、第2項本文中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、第3項を第4項とし、第3項として、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは会議時間を変更することができるものとする規定を加えるものであります。

第13条は、議案の提出の定めであり、「そなえ」を「備え」に改めるものであります。  
8ページを御覧願います。第14条は、一事不再議の定めであり、「再び」を「、再び」に改めるものであります。

第16条は、修正の動議の定めであり、「そなえ」を「備え」に改めるものであります。  
第18条は、事件の撤回または訂正及び動議の撤回の定めであり、第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、ただし書として、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならないとする規定を加えるものであります。

また、第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改めるものであります。

第19条は、日程の作成及び配布の定めであり、ただし書中「かえる」を「代える」に改めるものであります。

9ページを御覧願います。第22条は、延会の場合の議事日程の定めであり、「終らなかった」を「終わらなかった」に改めるものであります。

第23条は、日程の終了及び延会の定めであり、第1項中「終わった」を「終わった」に改め、第2項中「終らない」を「終わらない」に改めるものであります。

第28条は、投票の定めであり、「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改めるものであります。

第29条は、投票の終了の定めであり、「終わった」を「終わった」に改めるものであります。

第30条は、開票及び投票の効力の定めであり、第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第4項として、投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定めるものとする規定を加えるものであります。

10ページを御覧願います。第40条は修正案の説明の定めであり、第42条は討論及び表決の定めであり、いずれも「終わった」を「終わった」に改めるものであります。

第44条は、委員会の審査または調査期限の定めであり、第2項中「終る」を「終わる」に改め、第3項中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改めるものであります。

第45条は、委員会の中間報告の定めであり、第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加えるものであります。

第50条は、発言の許可等の定めであり、第1項本文中「すべて」を「全て」に改めるものであります。

11ページを御覧願います。第53条は、議長の発言討論の定めであり、本文中「終わった」を「終わった」に改め、ただし書中「終る」を「終わる」に改めるものであります。

第54条は、発言内容の制限の定めであり、第1項中「すべて」を「全て」に改め、第2項中「発言」を「、発言」に改めるものであります。

第58条は、発言の継続の定めであり、「終らなかった」を「終わらなかった」に改め

るものであります。

第59条は、質疑または討論の終結の定めであり、第1項中「終わった」を「終わった」に改めるものであります。

第65条は、答弁書の配布の定めであり、本文中「写」を「写し」に改め、ただし書中「かえる」を「代える」に改めるものであります。

第73条は、選挙規定の準用の定めであり、「第30条（開票及び投票の効力）」を「第30条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改めるものであります。

12ページを御覧願います。第76条は、表決の順序の定めであり、第3項中「すべて」を「全て」に改めるものであります。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改めるものであります。

第76条の4は、公述人の決定の定めであり、第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改めるものであります。

第90条は、動議の撤回の定めであり、「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、ただし書として、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならないものとする規定を加えるものであります。

第100条は、委員会報告書の定めであり、「終わった」を「終わった」に改めるものであります。

第104条は、発言の許可の定めであり、「すべて」を「全て」に改めるものであります。

13ページを御覧願います。第106条は、発言内容の制限の定めであり、「すべて」を「全て」に改めるものであります。

第107条は、委員外議員の発言の定めであり、第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改めるものであります。

第108条は、委員長の発言の定めであり、本文中「終わった」を「終わった」に改め、ただし書中「終る」を「終わる」に改めるものであります。

第111条は、発言の継続の定めであり、「終らなかった」を「終わらなかった」に改めるものであります。

第112条は、質疑または討論の終結の定めであり、第1項中「終わった」を「終わった」に改めるものであります。

第115条は、答弁書の朗読の定めであり、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、ただし書として、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができるものとする規定を加えるものであります。

14ページを御覧願います。第118条は、表決問題の宣告の定めであり、「とろうと」を「採ろうと」に改めるものであります。

第125条は、選挙規定の準用の定めであり、「第30条（開票及び投票の効力）」を「第30条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改めるものであります。

第128条は、表決の順序の定めであり、第2項中「すべて」を「全て」に改めるものであります。

第129条は、請願書の記載事項等の定めであり、第2項中「、法人」を「並びに法人」に改めるものであります。

第131条は、請願の委員会付託の定めであり、第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改めるものであります。

15ページを御覧願います。第133条は、請願の審査報告の定めであり、第1項中「意見を付け、」を削り、第2項を第3項とし、第2項として、委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができるものとする規定を加えるものであります。

第134条は、請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求の定めであり、「その他」を「その他の」に、「これを請求」を「、これを請求」に改めるものであります。

第135条は、陳情書の処理の定めであり、「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改めるものであります。

第139条は、資格決定の審査の定めであり、「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改めるものであります。

第140条の見出しを「決定の通知」に改め、同条を前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定めるものとする規定に改めるものであります。

16ページを御覧願います。第142条は、携帯品の定めであり、本文中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改めるものであります。

第147条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改めるものであります。

第149条は、議長の秩序保持権の定めであり、本文中「すべて」を「全て」に改めるものであります。

第151条は、懲罰動議の審査の定めであり、「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に、「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条の次に第151条の2として、見出しを代理弁明とし、議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができるものとする規定を加えるものであります。

第8章中、第157条の前に次の2条を加えることとし、第156条の2は、電子情報処理組織による通知等の定めであり、第1項として、議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができるものとする規定を定め、17ページを御覧願います。第2項として、議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限るものとする規定を定め、第3項として、前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用するものとする規定を定め、第4項として、第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）、第130条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第131条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、入出力装置を除いた電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時に当該者に到達したものとみなす規定を定め、18ページを御覧願います。第5項として、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる



ものとする規定を定め、第6項として、議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用することとし、この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする規定を定めるものであります。

第156条の3は、電磁的記録による作成等の定めであり、第1項として、この規則の規定（第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第73条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができるものとする規定を定め、第2項として、前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用するものとする規定を定めるものであります。

19ページを御覧願います。附則として、この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第157条」を「第156条の2―第157条」に改める部分に限る。）及び第157条の前に2条を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより10分間休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第37号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより議案第38号及び第39号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第38号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第36号 砂川市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第36号 砂川市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第36号 砂川市監査委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます栗井久司氏は令和6年3月31日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

中村一久氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意お願いをいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第36号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

〔中村監査委員入場〕〔中村監査委員挨拶〕

再開 午前11時24分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第5 報告第3号 監査報告

報告第4号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第5、報告第3号 監査報告、報告第4号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第3号及び第4号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号及び第4号を終わります。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これにて日程の全てを終了しました。

令和6年第1回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月13日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員